



## トピックス

### ◇労働者派遣法改正について

平成24年3月28日に改正労働者派遣法が成立し、10月に施行される予定です。主な改正内容を以下にまとめましたので、ご参照ください。

#### [事業規制の強化]

- ・日雇派遣の原則禁止  
30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣の禁止をすること。  
(当初は2ヶ月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣の禁止が予定されていましたが、国会で修正されています。)
- ・グループ企業内派遣の8割規制  
関係会社への労働者派遣について、派遣元が行う派遣全体の8割以下にすること。
- ・離職した労働者についての労働者派遣の禁止  
離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れてはならない。

#### [派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善]

- ・労働契約の申し込み義務  
派遣元事業主から3年を超える期間継続して同一の派遣労働者を受け入れている場合、その派遣労働者に対し労働契約の申し込みをしなければならない。  
(期間を定めずに雇用する旨を通知している場合は申し込み義務の対象外)
- ・労働者派遣料金額の明示  
派遣料金と派遣労働者の賃金の差額料金の割合(マージン率)の公開の義務化。
- ・労働契約申し込みみなし制度  
労働者派遣法に違反すると知りながら役務の提供を受けた場合、その派遣労働者に対し労働契約の申し込みをしたものとみなすこと。  
(施行日は3年後になります)

以上が大きく改正された点ですが、当初の内容に盛り込まれていた登録型派遣の原則禁止、製造業派遣の原則禁止については、国会において修正(削除)されているので、大規模な改正とまでは言えないところです。

しかしながら、日雇派遣の原則禁止等、改正された点についてはしっかりと押さえ、法に抵触することの無いよう、派遣元・派遣先ともに配慮する必要があります。

## インフォメーション

### ◇児童手当拠出金率の改定 について

平成24年4月(同年5月納付分)より児童手当拠出金率が改定されます。

1.3/1000(変更前) → 1.5/1000(変更後)

※児童手当拠出金…児童手当財源として厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が拠出しているもの。  
被保険者の負担はなく、事業主負担のみ。

ご意見ご質問などはお気軽にお問い合わせください。

次号は5月31日に送信いたします。